

# 令和3年度第6号議案

令和3年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区インターネット等運用審査会の審査内容の変更について」

主管課：経営企画部DX推進課

添付資料

- (1) 諮問書 p. 1
- (2) 諮問依頼書 p. 2 ~ p. 6

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会  
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項  
江戸川区インターネット等運用審査会の審査内容の変更について
- 2 諮問理由  
江戸川区インターネット等運用審査会において審査する内容を変更することが江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため
- 3 諮問関係資料  
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課  
経営企画部 D X 推進課

# 写

21 経 D 送第 130 号  
令和 3 年 7 月 5 日

総 務 部 長 殿

経 営 企 画 部 長

## 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「保護審査会」という。）に諮問願います。

### 記

#### 1 諮問事項

江戸川区インターネット等運用審査会の審査内容の変更について

#### 2 諮問理由

江戸川区インターネット等運用審査会（以下「運用審査会」という。）において審査する内容を変更することが江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

#### 3 実施目的

江戸川区（以下「区」という。）では、令和 2 年度に策定した DX 推進指針に基づき、更なる ICT 化により、DX（デジタル・トランスフォーメーション）（ 1 ）を推進していくこととしており、国の「クラウド・バイ・デフォルト」（ 2 ）の方針や、昨今の ICT 業界の発展も相まって、クラウドサービス、ソーシャルメディアサービス、区公式メールフォームなどを利用する外部結合の機会が増えている。

クラウドサービスやソーシャルメディアサービスなどの利用について、運用審査会においては、これまでの本人同意を前提にした広報用ビデオの配信事例などを踏まえ、参加者の同意を前提とした個人情報を発信しない WEB 会議を承認するなど、個人情報の不当な侵害を発生させない範囲内での利用を推進してきたところである。

しかしながら、これらの利用に際しては、氏名や所属組織等のアカウント情報を登録しクラウドサービス上で表示する場合や利用者自身の自宅の背景などの画像を表示する場合があるほか、チャットテキストにより情報を発信する要請や交信情報の記録の要請が寄せられるなど、個人情報を含む重要情報を取り扱うリスクと必要性が以前と比較して増大していることが確認された。

また、区民等からの意見、問合せ、要望、アンケートへの回答等を収集するに当たり活用している区公式メールフォームの利用についても、既に保護審査会で承認された範囲（以下「承認範囲」という。）（ 3 ）外の個人情報の収集要請が多く寄せられている状況である。

個人情報を含む重要情報を取り扱うクラウドサービス、ソーシャルメディアサービス、承認範囲外の区公式メールフォーム利用などは、江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第15条第1項に規定する外部結合に該当し、全て保護審査会の意見を聴くこととされているが、このことは感染症の急速な拡大への対応など、迅速な事業の実施に際して大きな負荷となっているほか、クラウドサービスやソーシャルメディアサービスなどを導入する検討の上でも障壁となっている。

よって、個人情報を処理するために必要な遵守すべき事項を一律に定め、その範囲内の外部結合については、運用審査会における審査対象とすることで、各主管課において日々発展していくクラウドサービスやソーシャルメディアサービスなどを有効活用するとともに、区公式メールフォームの活用範囲を拡大し、柔軟かつ迅速な業務のDX推進を図り、もって住民サービス向上に資することを目的とする。

- 1 デジタル技術を駆使して、業務の改善やサービス品質の向上を伴う変革を図ること。
- 2 総務省より平成30年に発出された「デジタル・ガバメント実行計画」の基本方針の一つで、システムを導入する際に、クラウドサービスを第一候補として検討を行うこと。
- 3 令和3年3月諮問答申済み。承認範囲については、別紙1のとおり。

#### 4 諮問範囲

##### (1) クラウドサービス、ソーシャルメディアサービスなどの利用について

以下の のいずれかの要件並びに 及び に掲げる全ての要件を満たして行う外部結合について、全庁的に初めて導入する形態の場合は、事前に経営企画部DX推進課(以下「DX推進課」という。)に相談の上、運用審査会において審査し承認することとする。既に、同様の形態で導入済みの場合においては、事前にDX推進課に相談の上、各所管の部長承認により導入することとする。

利用の根拠について

- ・個人情報については、原則として本人の同意に基づくこと。利用できる個人情報の範囲、共有できる範囲、利用できるサービス、保存の有無等については、法令等に違反せず、本人の同意を得られた範囲内に限る。
- ・本人の同意のない個人情報については、以下のアからウのいずれかに該当するものに限る。

ア 国、東京都等と共同で法令等に基づく業務を遂行する上で当該外部結合を行うことが義務づけられ、又は前提となっているもの。

イ 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないもの。

ウ 出版、報道等により公にされているもの。

- ・個人情報以外の重要行政情報については、各所管の部長承認を得たものに限る。

外部からの侵入や攻撃への対策について

- ・外部結合を行う機器内に 以外の情報が記録されていないこと。
- ・外部結合を行う機器が、区の内部ネットワーク(内部組織)に接続できないこと(別紙2参照)。
- ・外部結合を行うソフトウェア又はサービスにおいて、外部からの侵入を防止するための必要十分な措置を設けることができること。

利用体制の整備について

- ・同意者に上記の制約及び運用が十分に周知されており、そのことが事後的に明示できること。
- ・区が主催する場合は、違反者を強制的に排除できる体制が整備されていること。

##### (2) 区公式メールフォームの利用について

以下の から までに掲げる全ての要件を満たして行う承認範囲外の個人情報の収

集について、事前に総務部総務課に相談の上、運用審査会において審査し承認することとする。

条例第7条に規定する収集禁止事項に該当しないこと。

承認範囲外の個人情報について、個別にメールフォーム内（募集要領等へのリンクを含む。）で利用目的、利用方法、共有範囲、提供先等の明示が行われること。

チェックボックスへのチェックなど、メールフォーム内に についての明示的な同意欄を設けること。

なお、個人情報ファイルの処理を行う結合を外部委託する場合は、従来どおり保護審査会に諮問するものとし、個人情報ファイルではない個人情報の処理を行う結合（WEB会議等）を外部委託する場合は、上記（1）の基準に準じて委託元主管課が適正な結合になるよう監督するものとする。

また、運用審査会において承認した外部結合（各所管の部長承認により導入した外部結合を含む。）については、保護審査会に報告するものとし、今回諮問する内容の範囲を超える内容又は特別な内容が含まれる場合には、従来どおり保護審査会に諮問するものとする。

5 担当部課  
DX推進課

6 参考資料  
別紙1「区公式メールフォーム利用において承認された個人情報の収集項目」  
別紙2「江戸川区電子計算組織図」

## 区公式メールフォーム利用において承認された個人情報の収集項目

1	氏名
2	住所（郵便番号含む。）
3	電話番号（FAX 番号含む。）
4	生年月日（年齢含む。）
5	メールアドレス（勤務先メールアドレス含む。）
6	勤務先情報（名称、住所、連絡先、役職名含む。）
7	学校情報（名称、住所、連絡先、学年、学級含む。）
8	団体情報（名称、住所、連絡先含む。）
9	合理的配慮の提供のために必要となる情報（例えば、手話通訳の手配、車イス対応等）
10	申込要件の確認事項（例えば、性別、資格、経歴、経験、続柄等）
11	その他、備考欄等

# 江戸川区電子計算組織

【外部結合イメージ図】

別紙2

## 外部結合承認範囲

### 内部組織

全庁LAN端末  
(LGWAN系)



インターネット系端末  
インターネットTS



### 外部組織

各課独自導入端末



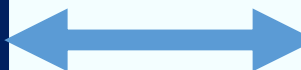
LGWAN  
通信回線



通常回線  
(メールフォームは  
暗号化された回線)



通常回線



江戸川区外のネットワーク

LGWAN利用全て  
(保護審査会承認済)

別紙1承認範囲の  
メールフォーム利用

メールフォーム全て  
(本諮問(2)範囲)

なし

本諮問(1)範囲

本諮問範囲

9

# 令和3年度第7号議案

令和3年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区大規模水害時自主的広域避難  
補助金交付事業に係る業務の外部委託に  
ついて」

主管課：危機管理部防災危機管理課

添付資料

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書   | p. 1        |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 7 |



江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会  
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項  
江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金交付事業に係る業務の外部委託について
- 2 諮問理由  
江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金交付事業を実施するに当たり、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料  
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課  
危機管理部防災危機管理課

# 写

21 危防送第 91 号  
令和 3 年 6 月 30 日

総務部長 殿

危機管理部長

## 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

### 記

#### 1 諮問事項

江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金交付事業に係る業務の外部委託について

#### 2 諮問理由

江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金（以下「補助金」という。）交付事業（以下「補助金事業」という。）を実施するに当たり、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

#### 3 実施目的

「江東 5 区大規模水害広域避難計画」（平成 30 年 8 月策定。以下「広域避難計画」という。）において、「大規模水害に対して犠牲者ゼロを達成するためには、江東 5 区外への広域避難を基本とした対応が必要である。」と示している。

陸域の約 7 割が満潮位以下のゼロメートル地帯である江戸川区（以下「区」という。）は、荒川と江戸川の洪水及び高潮における大規模水害発生により、ほとんどの場所で浸水し、長時間続くと予想されている。また、堤防が決壊する前に、実際に浸水する範囲を絞り込むことが出来ないため、浸水想定区域内の全ての住民を広域避難の対象者としている。

しかし、親戚等を頼ることができないなど、避難場所の確保が困難なために広域避難を躊躇する区民がいることが想定されることから、ホテル等の宿泊施設へ避難した区民に宿泊経費に対する補助金を交付する当該事業を実施することで、広域避難の促進を図る。

また、発災時期が予測できないため、委託事業者の選定に当たっては、事前に委託候補事業者を選定し、災害時協力協定を締結することで、発災時の円滑な契約手続きをもって、迅速な補助金交付を可能とするものである。

補助金交付事業を実施するに当たり、申請書類の審査や申請についての問合せなど、大量の事務が短期間に発生することが予想されることから、専門的な知識及びノウハウのある民間事業者に外部委託することで、当該事業の正確かつ迅速な事務の遂行を可能とし、もって区民の福祉の向上を図ることを目的とする。

#### 4 実施時期（予定）

令和3年7月 委託候補事業者と「大規模水害時自主的広域避難補助金交付事務に関する協定」を締結

以降、江東5区による広域避難情報発令時、区で補助金交付適用の公表後、委託事業者選定・契約締結

補助金交付適用の公表のおおむね1か月後から申請受付を開始

#### 5 担当部課

仕様書、実施概要等の整備及び委託候補事業者への協力の要請は危機管理部防災危機管理課(以下「防災危機管理課」という。)が行い、実務を行う監理担当部署に、引継ぎを実施する。

監理担当部署については、現時点で大規模水害時の庁内態勢が未確定であるため、広域避難情報の発令時の状況を鑑み、対応可能な部署の中から決定するものとする。

#### 6 業務の内容及び個人情報の保護対策

項目	内容
業務の内容	<p>委託事業者は以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金交付申請書(以下「申請書」という。)の受付 郵送申請による申請書(紙媒体)を受け取り、管理台帳(電子媒体。以下同じ。)に受取の記録をする。</li> <li>2 審査業務 申請書の記載事項の内容を審査し、交付予定者データを作成し、監理担当部署へ提出する。不備がある場合は、不備通知を作成し、封入封かん、発送を行う。なお、その状況を管理台帳に記録する。</li> <li>3 口座振込用データの作成 審査の結果、交付対象となった者の口座振込用データを作成し、監理担当部署へ提出する。</li> <li>4 交付決定通知書等各種帳票の作成・印刷印字、封入封かん及び発送 業務の正確性、迅速性及び事務の効率化を目的に必要な帳票の提案を行い、区と協議の上、作成・印刷する。</li> <li>5 コールセンター運営 申請書の記入方法、申請後の事務処理状況、意見・苦情等に係る問合せに対応し、管理台帳に記録する。</li> <li>6 業務の実施状況の報告 業務の実施状況について、適宜、監理担当部署へ報告書を提出し、</li> </ol>

	<p>報告する。併せて申請書類のスキャンとデータベース化を行い、監理担当部署へ提出する。</p> <p>業務の流れは別紙「大規模水害時自主的広域避難補助金交付事業に係る業務の流れ」のとおり</p>
運用方法	<p>管理責任者 監理担当課長 運用担当者 監理担当係長</p>
履行場所	<p>防災危機管理課指定の場所(江戸川区立の施設又は委託事業者が用意する水害の影響を受けない場所)</p>
対象者	<p>広域避難情報発令後、区による宿泊補助開始の公表日時点において、江戸川区の住民基本台帳に記載されている者</p>
情報の内容	<p>1 委託業務で取り扱う個人情報の項目 世帯番号、宛名番号、氏名漢字、氏名カナ、通称名漢字、通称名カナ、併記名漢字、併記名カナ、性別、生年月日、続柄、家族識別コード、消除区分、宛名区分、異動事由、異動年月日、住所、方書、郵便番号、転出先住所、前住所、世帯主宛名番号、世帯主氏名漢字、DV 対象者区分、住定事由、住定年月日、住民年月日、消除年月日、振込先口座情報、電話番号、宿泊先施設名及び所在地並びに宿泊期間</p> <p>2 委託処理予定件数 区内全人口(最大約 70 万人)</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 監理担当課長 保護管理事務取扱者 監理担当係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託契約における規定 (1) 委託事業者に対し、条例、同条例施行規則(以下「規則」という。)個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。 (2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>2 委託事業者の選定基準 (1) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。 (2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。 (3) 3 に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p>

	<p>(1) 区が提供したデータ等の当該委託業務の履行に必要な一切の情報について外部に漏えいすることがないように、厳重な措置を講じた上で業務を遂行すること。</p> <p>(2) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>(3) 業務従事者の名簿をあらかじめ区に提出すること。</p> <p>(4) 作業室、執務室等へ入退室ができる者を限定し、入退室について適正に管理すること。</p> <p>(5) 事故、災害又はトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(6) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(7) 区の要請に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(8) 契約終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告をすること。</p> <p>(9) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>(10) 暗号化された電子媒体及び個人情報を含む紙媒体の区と委託業者間の搬送は、施錠可能なケースを用いることとし、監理担当部署において区職員と委託事業者の業務従事者が直接受渡し及び返却を実施すること。</p> <p>(11) 個人情報を含む電子媒体及び紙媒体は、施錠可能な専用キャビネット等に施錠の上、保管されていること。</p> <p>(12) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。</p> <p>また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。</p> <p>(13) 当該事務処理を行う情報システムについては、不正なアクセスを防ぐためファイアウォールを設けること。</p> <p>(14) 受託事業者パソコンは、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図ること。</p> <p>(15) 個人情報の電算処理を行うパソコンは、盗難等を防ぐため、使用しない時間帯については鍵付きキャビネットに保管すること。</p> <p>また、原則、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 人的セキュリティ対策</p> <p>保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則、情報セキュリティポリシー等を遵守させることを徹底する。</p>

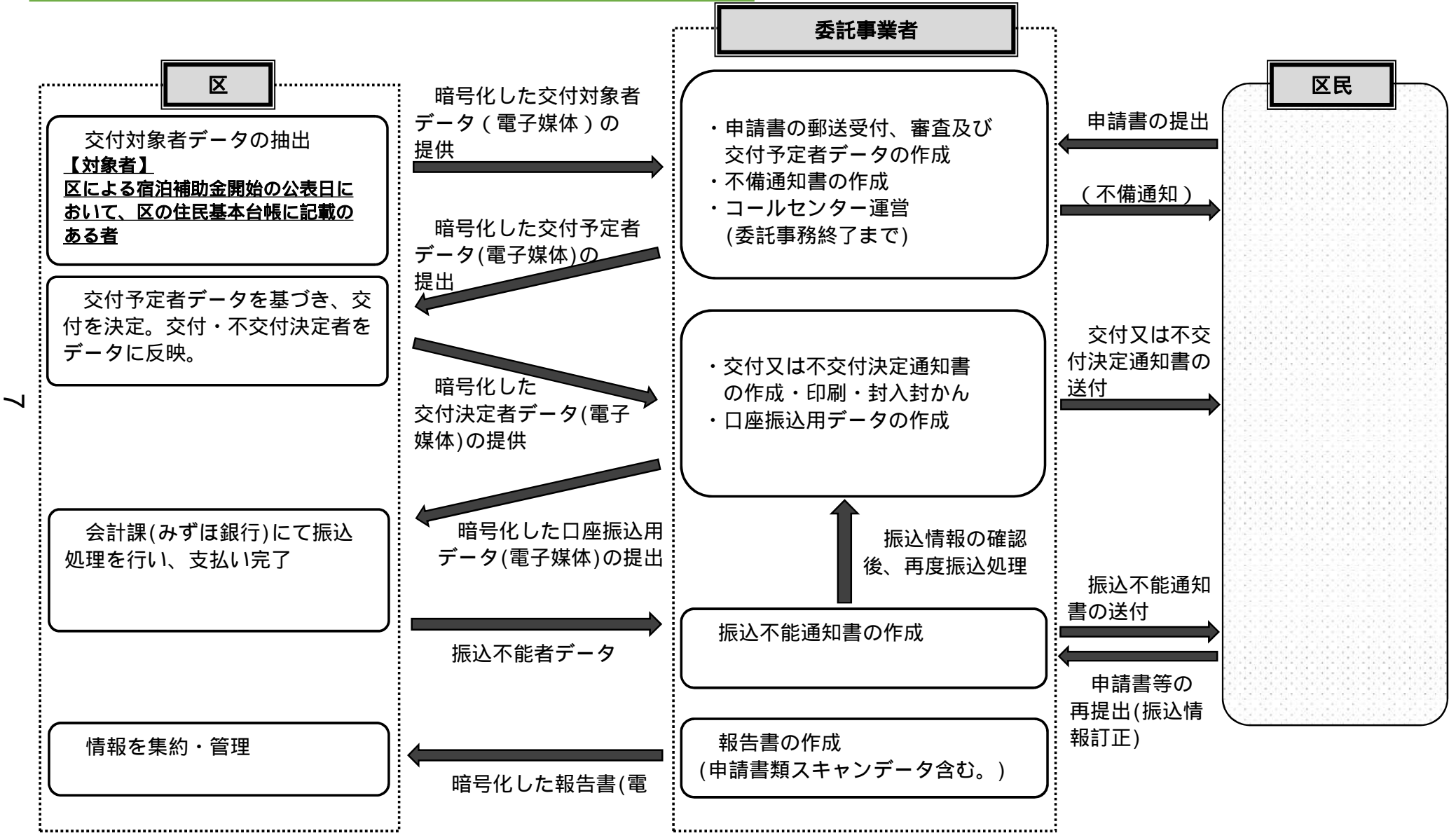
	<p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 監理担当部署で保管する電子媒体及び紙媒体は、施錠管理のできるキャビネット等に保管し、キャビネット等の鍵は保護管理責任者の指定する職員が管理する。</p> <p>(2) 委託事業者で行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(3) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 個人情報を含む紙媒体は鍵付きケースに収納し、電子媒体は暗号化の上、区職員と委託事業者が直接受渡しを行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受付簿に記録する。</p>
--	--

## 7 参考資料

- 別添 1 「大規模水害時自主的広域避難補助金交付事務に関する協定」(素案)
- 別添 2 「仕様書(案)」
- 別添 3 「江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金交付事業実施概要」

大規模水害時自主的広域避難補助金交付事業に係る業務の流れ

【別紙】



# 令和3年度第8号議案

令和3年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区建築情報管理システムの変更  
及び生産緑地台帳データ移行業務の外部  
委託について」

主管課：都市開発部都市計画課

添付資料

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 諮問書   | p. 1         |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 13 |



江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会  
会長 平田善信 殿

江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第14条第2項及び第3号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

江戸川区建築情報管理システムの変更及び生産緑地台帳データ移行業務の外部委託について

2 諮問理由

江戸川区建築情報管理システム（以下「建築情報システム」という。）に生産緑地台帳を管理する機能及び共用GIS機能（PasCALWeb）との連携機能の追加を行うことが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第2項に規定する電子計算組織による保有個人情報の処理の変更に該当し、建築情報システムへの生産緑地台帳データの移行業務を委託するに当たり、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務が含まれており、当該業務をシステム開発事業者に委託することが、条例第14条第3項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

都市開発部都市計画課

# 写

21 都都送第 52 号  
令和 3 年 6 月 28 日

総 務 部 長 殿

都 市 開 発 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

## 記

### 1 諮問事項

江戸川区建築情報管理システムの変更及び生産緑地台帳データ移行業務の外部委託について

### 2 諮問理由

江戸川区建築情報管理システム(以下「建築情報システム」という。 1)に生産緑地台帳を管理する機能及び共用 GIS 機能(PasCALWeb)( 2)との連携機能の追加を行うことが、江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 14 条第 2 項に規定する電子計算組織による保有個人情報の処理の変更に該当し、建築情報システムへの生産緑地台帳データの移行業務を委託するに当たり、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務が含まれており、当該業務をシステム開発事業者に委託することが、条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

- 1 平成 18 年 5 月諮問答申済み
- 2 地図上の位置情報から関連する情報を引き出せるようにする機能

### 3 実施目的

平成 30 年度に生産緑地法が改正され、都市計画決定から 30 年が経過した生産緑地を引き続き生産緑地地区として保全するため、特定生産緑地の制度が創設された。江戸川区(以下「区」という。)の生産緑地は、令和 4 年から特定生産緑地の指定対象となるため、令和元年から特定生産緑地申請の受付を開始しており、指定に向けた手続きを進めている。しかし、現在、生産緑地情報は、複数のエクセルの台帳で管理し、目的別に使い分けているため、申請により情報量が増えることで更新漏れによるデータの不整合等のリスクが高まる上、必要な情報を検索する際に非効率である。

そのため、建築情報システムに生産緑地台帳のデータを移行し、情報の一元的な管理を可能とする。また、併せて共用 GIS 機能(PasCALWeb)との連携機能を追加すること

で、位置情報からも台帳を検索することができるようになり、業務の効率の向上を図る。

なお、生産緑地台帳データの移行業務については、システム変更を行う事業者に委託する予定である。

以上のことから、建築情報システムの変更及び生産緑地台帳のデータを移行業務の外部委託を行うことは、業務の適正かつ円滑な実施を可能とし、もって区民サービスの向上を図ることを目的とする。

#### 4 実施時期（予定）

令和3年7月	審査会への諮問 審査会の答申を受け、委託契約締結
8月	建築情報システムの変更及び委託業務開始
12月	変更後の建築情報システム稼働

#### 5 担当部課

都市開発部都市計画課（以下「都市計画課」という。）

#### 6 システム及び業務の内容

項目	内容
業務の内容	1 既存の主な業務 (1) 道路種別の照会業務 (2) 建築確認申請の確認処分及び変更・検査の実施 (3) 建築基準法等に基づく許可及び認定の処分業務 (4) 指定確認検査機関が処分した確認に対する審査業務 (5) 指定道路図等の作成、管理及び閲覧業務 2 追加する業務 生産緑地台帳管理業務
システムの機能	1 既存の主な機能 (1) 申請手続処理機能 (2) 図面閲覧機能 (3) 関係部署における相互情報共有機能 (4) 情報提供端末による一般区民への情報提供機能 (5) 指定道路図の道路別色変更及び指定道路図対照番号の割付け機能 2 追加する機能 生産緑地台帳情報の管理・集計・抽出機能
システムの構成	1 ハードウェア (1) サーバ等 全庁 LAN で用意するハードウェアを利用する。 (2) 端末機器 都市開発部及び土木部に配備されている全庁 LAN 端末を利用する。 (3) プリンタ 全庁 LAN プリンタを利用する。 2 ソフトウェア 開発事業者が提供するパッケージソフトウェアを利用する。 3 ネットワーク

項 目	内 容
	全庁 LAN のネットワークを利用する。
システムの変更方法	現在建築情報システムの運用を委託している事業者（ ）に既存のパッケージソフトウェアの追加機能開発を依頼し、システム変更を行う。 株式会社パスコ（東京都目黒区目黒一丁目7番1号 パスコ目黒さくらビル） 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾及び公益財団法人日本適合認定協会等の運用するISMS 認証を取得済み
システムの運用方法	1 管理体制（江戸川区建築情報管理システム運用規程第5条） （1）建築情報システム統括管理者（以下「統括管理者」という。） 都市開発部建築指導課長 （2）建築情報システム運用管理者 建築指導課に所属する職員のうちから統括管理者が指名した者 （3）建築情報システム職場管理者 建築情報システムを利用する課の長 2 システム利用者 統括管理者がその事務事業の執行上、建築情報システムの利用が必要であると認め、ユーザ ID を付与した者 （1）江戸川区職員（区長部局（都市開発部・土木部の事務部局）に勤務する職員で、統括管理者が認めた者（再任用職員及び会計年度任用職員を含む。）） （2）その他、統括管理者が必要と認めた者 3 システム保守及び障害対応 変更後の保守及び障害対応についてもシステム開発事業者に依頼する。 なお、全庁 LAN 端末の動作障害については、経営企画部 DX 推進課へ作業を依頼することにより対応する。

## 7 システム変更における個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	生産緑地の所有者
情報の内容	氏名、生年月日、郵便番号、住所、続柄、農業従事状況、連絡先、所有農地、生産緑地指定年・指定面積、特定申請状況、相談記録、納税猶予届出・許可状況、アンケート結果
管理責任体制	保護管理責任者 都市開発部都市計画課長（以下「都市計画課長」という。） 保護管理事務取扱者 都市開発部都市計画課都市計画係長（以下「都市計画係長」という。）
実施機関の対策	1 物理的セキュリティ対策 （1）建築情報システムで扱う全てのデータは、経営企画部 DX 推進課が管理するデータセンター（iDC）内の管理区域に設置したサーバにて管理する。 （2）個人情報の電算処理を行う機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定する。 （3）個人情報を保管する執務室等へ入室できる者を限定し、入退室について適正に管理する。

項 目	内 容
	<p>2 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>3 技術的セキュリティ対策 (1) 起動時に IC カードによる利用者認証を行う。 (2) 操作状況のログを取得し、定期的に監視、分析を行う。 (3) 全庁 LAN 端末のウイルス対策ソフトウェアにより、ウイルス対策を行う。</p> <p>4 運用上のセキュリティ対策 建築情報システムのアクセス記録を定期的に確認し、適正に管理する。</p>

## 8 外部委託における業務の内容

項 目	内 容
業務の内容及び処理方法	<p>委託事業者は、以下の業務及び処理を行う。</p> <p>1 データ移行業務 建築情報システムへ区が用意する生産緑地台帳データの移行を行う。</p>
運用方法	<p>管理責任者 都市計画課長 運用担当者 都市計画係長</p>
履行場所	都市計画課長が指定した場所

## 9 外部委託における個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	生産緑地の所有者
情報の内容	7の情報の内容と同じ
管理責任体制	<p>保護管理責任者 都市計画課長 保護管理事務取扱者 都市計画係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託候補事業者 法人名 株式会社パスコ 代表者 代表取締役社長 島村 秀樹 所在地 東京都目黒区目黒一丁目7番1号 パスコ目黒さくらビル 現時点で予定している事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾及び公益財団法人日本適合認定協会等が運用する ISMS 適合性評価制度における ISMS 認定を取得している。</p> <p>2 委託契約における規定 (1) 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則(以下「規則」という。)個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。 (2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p>

項 目	内 容
	<p>( 1 ) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>( 2 ) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>( 3 ) 作業室、電子媒体保管場所等へ入退室できる者が特定されており、入退室記録が適正に管理されていること。</p> <p>( 4 ) 当該事務処理を行う際は、事業所内のセキュリティ対策が講じられた室内で行い、区の許可なく外部へのデータの持ち出しは行わないこと。</p> <p>( 5 ) 個人情報を持ち出す際は、個人情報外部持出簿により管理すること。</p> <p>( 6 ) 暗号化された電子媒体の区と委託業者間の搬送は、施錠可能なケースを用いることとし、都市計画課において区職員と委託事業者の業務従事者が直接受渡し及び返却を実施すること。</p> <p>( 7 ) 個人情報を含む電子媒体は、施錠可能な専用キャビネット等に施錠の上、保管されていること。</p> <p>( 8 ) 鍵は委託事業者が指名する業務従事者が管理すること。</p> <p>( 9 ) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。 また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。</p> <p>( 10 ) 当該事務処理を行う情報システムについては、不正なアクセスを防ぐためファイアウォールを設けること。</p> <p>( 11 ) 受託事業者 PC は、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図ること。</p> <p>( 12 ) 個人情報の電算処理を行うパソコンは、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。</p> <p>( 13 ) 事故、災害等のトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>( 14 ) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議し、必要な措置を講ずること。</p> <p>( 15 ) 個人情報の取扱いの管理状況を確認するため、区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>( 16 ) 業務終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告を行うこと。</p> <p>( 17 ) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p>
実施機関の対策	<p>1 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>( 1 ) あらかじめ委託事業者から名簿の提出を受け、従事者を把握する。</p> <p>( 2 ) 委託業務に係る個人情報保護対策の確認のため、必要に応じて委託事業者に書類の提出を求め、又は現地調査を実施する。</p> <p>( 3 ) 委託事業者で行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p>

項 目	内 容
	( 4 ) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。

10 江戸川区セキュリティポリシーへの対応

別紙「江戸川区建築情報管理システム運用規程(案)」のとおり

## 江戸川区建築情報管理システム運用規程（案）

## （目的）

第1条 この規程は、江戸川区情報管理安全対策要綱（以下「対策要綱」という。）及び江戸川区情報管理安全対策基準（以下「対策基準」という。）に基づき、全庁情報システムネットワーク（以下「全庁 LAN」という。）を基盤として稼動する江戸川区建築情報管理システム（以下「建築情報システム」という。）の管理運用について必要な事項を定め、もって情報セキュリティの維持と建築行政事務の効率的な執行を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この規程において用いる用語の意義は、対策要綱及び対策基準並びに全庁情報システムネットワーク運用規程において定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築情報データベース 全庁 LAN を利用し、建築行政の事前手続き、確認・検査、既存建築物の各処理において、一連の物件情報を一元的に管理することにより効率的な業務を展開するためのシステムをいう。
- (2) 地理情報システム 住宅地図等をベースとした物件の敷地情報を管理するシステムをいい、地域情報（用途地域、地区計画等）や建物関連の画像ファイル（建築計画概要書、道路位置指定図、建築基準法の道路扱い等）を管理するシステムをいう。
- (3) 建築情報提供サービス 建築情報システム及び地理情報システムで保持する地域情報や建物・道路関連の情報を検索・閲覧し、建築計画概要書等の写しの交付を行うシステムをいう。

## （機能と構成）

第3条 建築情報システムの提供する機能は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) マスタ管理機能 建築情報システムを利用する組織及び職員情報の管理をするための機能
  - (2) データベース機能 建築行政の各処理により作成したデータを保存する機能  
処理機能は別表1とする。
  - (3) 地図表示機能 建築情報システムで保持する各種情報を地図上に表示する機能
  - (4) 閲覧・交付機能 一般区民等による地域情報等の検索・閲覧や建築計画概要書等の写しを交付する機能
- 2 建築情報システムは、データベースサーバ、データバックアップ装置、予備電源装置等のハードウェア機器及び建築情報システムソフト、GIS ソフト等のソフトウェアで構成し、全庁 LAN のネットワーク及び LAN 端末を利用して運用する。
- 3 建築情報システム内へのコンピュータウィルスの侵入に備え、建築情報システムのサーバ機器にウイルス対策用のソフトウェアを導入するものとする。

## （情報の管理）

第4条 建築情報システムの LAN 端末で作成したデータは、データベースサーバのみに保存するものとし、LAN 端末上には、一時処理するものを除き保存しないものとする。

- 2 データベースサーバへのアクセスは、各 LAN 端末からの処理要求を実施する場合のみ可能とし、一般の LAN 端末からの直接のアクセスが不能となるよう全庁 LAN の経路制御



を行い、不正アクセス等を防止する。

- 3 システム利用者（以下「利用者」という。）の所属、役職により、各データへのアクセス権に一定の制限を設け、保存されるデータの適切な管理と個人情報等の重要な情報資産の保護を図る。

（管理体制）

第5条 建築情報システムに係る情報セキュリティを維持し、その適正な管理及び効率的な運用を図るため、建築情報システム統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置き、都市開発部建築指導課長をもって充てる。

- 2 統括管理者を補佐するため、建築情報システム運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、建築指導課に所属する職員のうちから統括管理者が指名した者をもって充てる。
- 3 建築情報システムの適正な管理、運用を図るため、建築情報システム職場管理者（以下「職場管理者」という。）を置き、建築情報システムを利用する課（課に相当する組織を含む。以下同じ。）の長をもって充てる。
- 4 職場管理者を補佐し、各課における建築情報システムの利用に関する調整を行うため、建築情報システムリーダー（以下「システムリーダー」という。）を置き、職場管理者が指名した者をもって充てる。

（利用者資格）

第6条 建築情報システムの利用者は、次の各号に定める者のうち、統括管理者がその事務事業の執行上、建築情報システムの利用が必要であると認め、ユーザ ID を付与した者とする。

(1) 江戸川区職員（区長部局（都市開発部・土木部の事務部局に勤務する職員で、統括管理者が認めた者（再任用職員及び会計年度任用職員を含む。））

(2) その他、統括管理者が必要と認めた者

- 2 統括管理者は、情報セキュリティを維持するため、前項各号の区分、所属、役職、業務上の必要性に基づき、利用者へ付与する利用権限とその期間を規制するものとする。
- 3 第1項第1号に規定する再任用職員及び会計年度任用職員若しくは第2号に規定する職員へのユーザ ID の付与を必要とする職場管理者は、建築情報管理システムユーザ登録申請書（第1号様式）により、統括管理者に申請しなければならない。
- 4 前項の規定による申請を受けた統括管理者は、その必要性を判断し、ユーザ ID の付与を決定し、当該申請を行った職場管理者にその可否を通知するとともに、ユーザ ID 及び初期パスワードを発行するものとする。
- 5 建築情報システムの運用管理の外部委託に伴い、これを受託した事業者が派遣する従事者（以下「派遣従事者」という。）に対して、ユーザ ID を付与する場合は、委託先事業者との委託契約書若しくは覚書等の文書により、派遣従事者による本規程の遵守及び ID、パスワードの適切な管理、違反時の措置等の情報セキュリティ対策を定めなければならない。
- 6 統括管理者は、利用者において対策要綱、対策基準及びこの規程への違反等があった場合は、当該利用者の利用者資格を取り消すことができる。

(機器、装置の設置場所)

第7条 建築情報システムを構成する機器等は、経営企画部DX推進課管理区画入退室管理基準による管理区域内に設置し、統括管理者は、全装置の記録を作成し、適正な管理を行わなければならない。

(職員等の役割と責任)

第8条 建築情報システムにおける利用者の権限、役割及び責任は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 統括管理者

ア 建築情報システムの効率的かつ円滑な運用を図ること。

イ 災害、過失等による障害等に備えて、建築情報システムを構成する機器等の保護対策を講じるとともに、障害時の対応手順を定めること。

ウ 建築情報システムで扱う情報資産について、必要かつ十分な保護対策を講じること。

エ 不正アクセスや情報の漏洩等に備えて、建築情報システムへのアクセス等の記録を常に記録し、定期的にアクセス記録の監視、分析を行い、建築情報システムの適正な運用管理を行うこと。

オ 建築情報システムの利用者管理と、ユーザ ID 及びパスワードの発行管理を行うこと。

カ 利用者を対象に、建築情報システムの操作、利用上のルール等に関する研修を実施し、情報セキュリティ対策の内容を理解させ、実践するよう啓発すること。

キ 情報セキュリティ対策について外部委託事業者に遵守させ、責任体制を明確化すること。

ク 建築情報システムに係る設計書等の資料の作成、整備及び管理を行うこと。

(2) 運用管理者

統括管理者を補佐し、建築情報システムの効率的かつ円滑な運用と情報セキュリティ対策に係る事務を遂行し、適宜、統括管理者にその運用管理状況を報告すること。

(3) 職場管理者

ア 各課における建築情報システムの効率的かつ円滑な運用を図ること。

イ 各課における情報セキュリティ対策を講じ、業務上扱う個人情報などの秘密情報の保護を図ること。

ウ 職員等に、建築情報システムにおける情報セキュリティ対策の内容を理解させ、実践させること。

(4) システムリーダー

職場管理者を補佐し、建築情報システムの効率的かつ円滑な運用と情報セキュリティ対策に係る事務を遂行し、適宜、職場管理者にその運用管理状況を報告すること。

(5) 利用者

対策要綱、対策基準及びこの規程を遵守すること。

(アクセスの制御)

第9条 利用者が建築情報システムへアクセスするときは、LAN 端末においてユーザ ID、パスワードを入力することにより利用者の認証を行うこととする。

- 2 ユーザ ID は利用者ごとに統括管理者が定め、付与するものとする。
- 3 パスワードは、利用者が自ら定めるものとする。ただし、初めてアクセスするためのパスワードは統括管理者において定め、利用者に付与するものとする。
- 4 パスワードの有効期限は 90 日間とし、利用者は有効期限内にパスワードを変更するものとする。
- 5 利用者が忘失等により、パスワードの再発行が必要となったときは、職場管理者は建築情報管理システムパスワード再発行申請書（第 2 号様式）により、その旨を統括管理者に報告し、パスワードの再設定を申請しなければならない。
- 6 職場管理者は、システムリーダーを指名したときは、建築情報管理システムリーダー選任届（第 3 号様式）により、速やかに統括管理者に届けなければならない。各課のシステムリーダーを変更したときも同様とする。
- 7 職場管理者は、建築情報提供サービスに関わる重要な情報の更新をするときは、建築情報管理システム重要情報更新等申請書（第 4 号様式）により、個別に統括管理者の許可を受けなければならない。作業用 ID 付与による更新作業が終わり次第、建築情報管理システム重要情報の更新内容確認届出（第 4 号様式の 2）により、速やかに統括管理者に届けなければならない

（システムの運用及び記録）

第 10 条 統括管理者は、建築情報システムの適正な運用を図るため、次に定める事項について記録するものとする。

- (1) 建築情報システムへの操作についての記録
- (2) データベースサーバのデータの作成、更新及び複製の記録

2 前項の記録の保存期間については、必要に応じて統括管理者が定める。

3 統括管理者は、建築情報システムに係る事故又は障害に対応し、迅速な復旧を図るため、必要な情報資産についてバックアップデータを作成するものとする。

（ソフトウェア等の新規導入及び周辺機器の増設等）

第 11 条 利用者が業務上の必要から次の各号に掲げる行為をなす場合には、職場管理者は建築情報管理システム周辺機器・ソフトウェア新規導入等申請書（第 5 号様式）により、個別に統括管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 建築情報システムへ新たにソフトウェアを導入する場合
  - (2) 建築情報システムへ新たにデータベース機能を追加する場合
  - (3) 建築情報システムに対して、周辺機器の増設等を行う必要がある場合
  - (4) その他、建築情報システムの運用、管理に、大きな影響を及ぼす行為をなす場合
- （他システムとの連携）

第 12 条 建築情報システムと連動する情報システムを開発し、又は導入する場合は、当該情報システムの情報セキュリティ管理者は、あらかじめ統括管理者に協議の申入れをしなければならない。

（事故又は障害に対する対応）

第 13 条 利用者は、建築情報システムに係る事故、障害等を発見した場合には、速やかに統括管理者に報告しなければならない。

2 統括管理者は、前項のあった事故等について、必要に応じ、全庁 LAN との接続を切断

し、又は建築情報システムを停止し、速やかに対策を講じなければならない。

3 統括管理者は、前項の措置を講じた重大なセキュリティ事故等について、その事故内容、事故原因、確認した被害状況、影響範囲等をセキュリティ統括者に報告しなければならない。

4 統括管理者は、当該事故、障害等の発生理由、原因を調査分析し、再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、建築情報システムの運用、管理及び情報セキュリティの確保に必要な事項は、統括管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成 19 年 2 月 26 日から施行する。

付 則

この規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(別表 1)

処理分類	処理機能 (大項目)
A1 事前手続き	A1-1 許可申請
	A1-2 認定申請
	A1-3 道路位置指定
	A1-4 都市計画法特例許可 (53 条等)
	A1-5 地区計画データベースとの連携
	A1-6 住宅等整備基準条例データベースとの連携
	A1-7 都市計画法開発許可 (29 条) データベースとの連携
	A1-8 中高層建築物 (標識設置) データベースとの連携
	A1-9 諸変更
	A1-10 工事取りやめ
A2 確認・検査	A2-1 確認申請 (建築物)
	A2-2 確認申請 (昇降機)
	A2-3 確認申請 (工作物)
	A2-4 施工計画報告
	A2-5 中間検査
	A2-6 施工結果報告
	A2-7 完了検査 (建築物)
	A2-8 完了検査 (昇降機)
	A2-9 完了検査 (工作物)
	A2-10 計画変更 (建築物)
	A2-11 計画変更 (昇降機)
	A2-12 計画変更 (工作物)
	A2-13 12 条 5 項報告による軽微な変更届け
	A2-14 諸変更
	A2-15 工事取りやめ

処理分類	処理機能（大項目）
A3 既存建築物 管理	A3-1 確認外管理物件登録
	A3-2 12条5項報告（確認外管理物件）
	A3-3 監察（パトロール）
	A3-4 監察（違反建築の取締り）
	A3-5 雑居ビル
	A3-6 除却
A4 共通	A4-1 起動
	A4-2 物件情報検索
	A4-3 事案処理画面・結果閲覧
	A4-4 地理情報確認
	A4-5 統計
	A4-6 審査状況提供
	A4-7 消防通知書作成
	A4-8 任意帳票作成
	A4-9 手数料収納
	A4-10 受取確認
	A4-11 諸証明
A5 運用管理	A5-1 利用者管理
	A5-2 権限設定

# 令和3年度第9号議案

令和3年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「国保健診（特定健康診査）の受診勧奨事業に係る業務の外部委託における個人情報の項目の追加について」

主管課：健康部健康推進課

添付資料

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書   | p. 1        |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 7 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会  
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

国保健診（特定健康診査）の受診勧奨事業に係る業務の外部委託における個人情報の項目の追加について

2 諮問理由

国保健診（特定健康診査）の受診勧奨事業に係る業務の民間事業者への委託において、取り扱う個人情報の項目を追加するに当たり、当該業務には、電子計算組織による個人情報の処理が含まれていることから、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部健康推進課

# 写

21 健健送第 289 号  
令和 3 年 7 月 2 日

総務部長 殿

健康部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

## 記

### 1 諮問事項

国保健診（特定健康診査）の受診勧奨事業に係る業務の外部委託における個人情報の項目の追加について

### 2 諮問理由

国保健診（特定健康診査）（以下「国保健診」という。）の受診勧奨事業（ ）に係る業務の民間事業者への委託において、取り扱う個人情報の項目を追加するに当たり、当該業務には、電子計算組織による個人情報の処理が含まれていることから、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

平成 20 年 1 月諮問答申済み

### 3 実施目的

江戸川区（以下「区」という。）では、平成 20 年度から国保健診を開始し、平成 27 年度からは国保健診未受診者を対象とした国保健診の受診勧奨業務を民間事業者に委託して行っている。当該業務は、個別に国保健診未受診者の過去の国保健診の受診結果、レセプトの有無等を分析し、受診勧奨パターンごとに分類の上、受診勧奨パターンに見合った適切な受診勧奨通知を送付することで、受診率向上を図るものである。

今般、より詳細な受診勧奨パターンの分析や適切な受診勧奨通知の作成を可能とするため、受診勧奨対象者のレセプト情報の有無（生活習慣病とその他の区別有）及び通院医療機関名を委託業務において追加で取り扱うこととした。

現在の委託業務で取扱う個人情報の項目を追加することは、国保健診のさらなる受診



率向上を図り、国民健康保険被保険者の健康保持及び疾病の早期発見並びに将来的な医療給付の抑制を可能とし、もって、区民の福祉向上に資することを目的とする。

#### 4 実施時期

令和3年7月 審査会への諮問

令和4年2月 プロポーザルにより委託事業者選定

4月 委託業務開始

#### 5 担当部課

健康部健康推進課（以下「健康推進課」という。）

#### 6 業務の内容

項目	内容
業務の内容	<p>委託事業者は、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受診勧奨パターンの分析業務 区が提供する過去5年間の受診結果等の対象者情報から各対象者を分析し、受診勧奨パターンごとに分類した対象者データを区へ提出する。</li> <li>2 受診勧奨通知の作成・発送業務 (1) 受診勧奨パターンごとに適切な受診勧奨通知を作成する。 (2) 1で分類された対象者データをもとに区が作成した受診勧奨通知発送用データを利用し、対象者へ受診勧奨通知の発送を行う。</li> <li>3 事業の実施結果の分析・報告業務 区が提供する受診勧奨通知発送後の受診結果等のデータをもとに、事業の実施結果を分析し、区へ報告する。 業務の流れは、別紙1「国保健診受診勧奨事業に係る業務の概要」のとおり</li> </ol>
運用方法	<p>管理責任者 健康部健康推進課長（以下「健康推進課長」という。） 運用担当者 健康部健康推進課健診係長（以下「健診係長」という。）</p>
履行場所	委託事業者の事業所

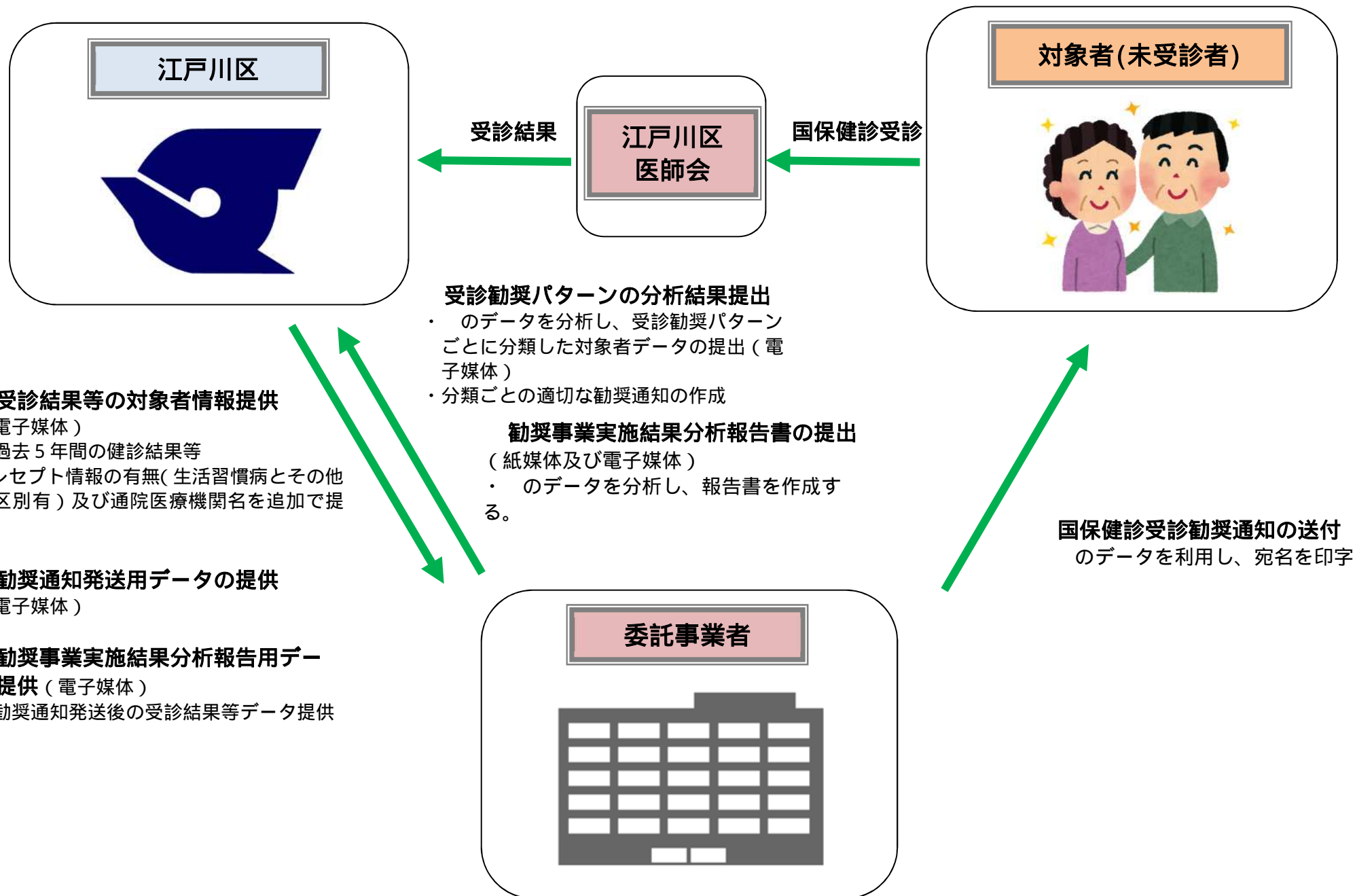
#### 7 個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	40歳から64歳までの国保健診未受診者
情報の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報の項目 (1) 受診勧奨パターンの分析業務 別紙2のとおり (2) 受診勧奨通知の作成・発送業務 (追加項目) 通院医療機関名 (既提供項目) 受診券番号、郵便番号、住所、方書、氏名、国民健康保険記号番号</li> <li>2 委託処理予定件数 (1) 受診勧奨パターンの分析業務 260,000件/年 (2) 受診勧奨通知の作成・発送業務 29,000件/年</li> </ol>

項 目	内 容
管理責任体制	<p>保護管理責任者 健康推進課長  保護管理事務取扱者 健診係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託契約における規定  (1) 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。  (2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>2 委託事業者の選定基準  (1) 業務従事者に対して、個人情報保護に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。  (2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。  (3) 3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策  (1) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。  (2) 作業室、電子媒体保管庫等へ入退室出来る者が特定されており、入退室記録が適正に管理されていること。  (3) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID 及びパスワードによりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。  また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。  (4) 当該事務処理を行う際は、事業所内のセキュリティ対策が講じられた室内で行い、区の許可なく外部へのデータの持ち出しは行わないこと。  (5) 個人情報を含む紙媒体及び電子媒体は、施錠可能な専用キャビネット等で保管し、鍵は委託事業者が指名する業務従事者が管理すること。  (6) 当該処理を行う情報システムについては、不正なアクセスを防ぐためファイアウォールを設けること。また、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図ること。  (7) 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整えること。  (8) 区の必要に応じ、区職員による現場視察を受け入れること。  (9) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。  (10) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。  (11) 契約終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告を行うこと。  (12) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。  (13) 個人情報を持ち出す際は、個人情報外部持出簿により管理すること。  (14) 暗号化された電子媒体及び個人情報を含む紙媒体の搬送は、施錠可能なケースを用いて行うこと。</p>

項 目	内 容
実施機関の 対策	<p>1 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 個人情報を含む電子媒体の受渡しは、健康推進課において行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。また、返却時も同様とする。</p> <p>(2) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 委託事業者が行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行い、必要に応じ、区職員による現場視察を行う。</p> <p>(4) 「個人情報の取り扱いに関する委託事業者との遵守項目確認表」を作成し、区に提出させる。</p>

【国保健診受診勧奨事業に係る業務の概要】



【追加項目】

項 目	
レセプトの有無 (生活習慣病とその他の区別有)	レセプト情報による通院医療機関名

【既提供項目】

項 目				
基本 情報	宛名番号	健診 結果	身長	
	生年月日		体重	
	性別		BMI	
	国保取得日		腹囲	
	国保喪失日		血圧(収縮期)	
	受診日		血圧(拡張期)	
	集団/個別		中性脂肪	
問診 内容	服薬(血圧、血糖、脂質)	健診 結果	HDLコレステロール	
	既往歴(脳血管、心血管、腎不全・人工透析)		LDLコレステロール	
	貧血		AST(GOT)	
	喫煙		ALT(GPT)	
	20歳からの体重変化		-GT( -GTP)	
	30分以上の運動習慣		空腹時血糖	
	歩行又は身体活動		HbA1c(NGSP値)	
	歩行速度		尿糖	
	咀嚼		尿蛋白	
	食べ方(就寝前、間食、早食い等)		その 他	保健指導対象者
	食習慣			保健指導利用有無
	飲酒			【地区名】各サポートセンター別
	飲酒量			
	睡眠			
	生活習慣の改善			
	保健指導の希望			

# 令和3年度第10号議案

## 令和3年度第3回

### 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（いきいきご長寿プロジェクト・ポピュレーションアプローチ）に係る業務の外部委託について」

主管課：健康部健康推進課及び地域保健課

#### 添付資料

- (1) 諮問書 p. 1
- (2) 諮問依頼書 p. 2 ~ p. 5

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会  
会長 平田善信 殿

江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第14条第3項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（いきいきご長寿プロジェクト・ポピュレーションアプローチ）に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（いきいきご長寿プロジェクト・ポピュレーションアプローチ）を民間事業者に委託するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれていることから、江戸川区個人情報保護条例第14条第3項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部健康推進課及び地域保健課

# 写

21 健地送第7号  
令和3年6月3日

総務部長 殿

健康部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第14条第3項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

## 記

### 1 諮問事項

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（いきいきご長寿プロジェクト・ポピュレーションアプローチ）に係る業務の外部委託について

### 2 諮問理由

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（いきいきご長寿プロジェクト・ポピュレーションアプローチ）を民間事業者に委託するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれていることから、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第3項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

### 3 実施目的

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年5月22日公布）の施行により、後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の保険者に対する重症化予防等の保健事業を介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することとなった。事業の遂行には、高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握し、地域の健康課題を整理・分析することが必須となっている。

これを受け、江戸川区（以下「区」という。）では、令和3年度から医療専門職がなごみの家等の通いの場を訪問し、高齢者の健康・運動機能の状態の把握や、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防につながる講座を開催することで、地域交流の促進と高齢者の健康増進を図る「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（いきいきご長寿プロジェクト・ポピュレーションアプローチ）」を実施することとした。

当該業務を専門知識を有する民間事業者に委託することで、円滑かつ効率的な事業展開を可能とし、高齢者の疾病予防・重症化予防及び将来的な医療・介護給付の抑制を図り、もって区民の福祉向上に資することを目的とする。



#### 4 実施時期

令和3年9月 審査会の答申を受け契約締結  
10月 委託業務開始

#### 5 担当部課

健康部健康推進課  
健康部地域保健課（以下「地域保健課」という。）

#### 6 業務の内容

項目	内容
業務の内容	委託事業者は、以下の業務を行う。 1 導入支援(プログラムの提供) 低体力者でも参加可能なプログラム(運動実技、口腔講座、栄養講座及び体力測定)をなごみの家等の通いの場で実施する。 2 実施報告書の提出 個人の体力測定値の変化や事業評価についての実施報告書(電子媒体)を区へ提出する。 業務の流れは別紙のとおり
運用方法	管理責任者 健康部健康推進課長(以下「健康推進課長」という。) 健康部地域保健課長(以下「地域保健課長」という。) 運用担当者 健康部健康推進課健診係長(以下「健診係長」という。) 健康部地域保健課調整係長(以下「調整係長」という。)
履行場所	委託事業者の事業所及び区が指定する現地

#### 7 個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の当該事業参加者
情報の内容	1 個人情報の内容 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、体力測定値、アンケートの回答 2 委託処理予定件数 約450件/年
管理責任体制	保護管理責任者 健康推進課長 地域保健課長 保護管理事務取扱者 健診係長 調整係長
外部委託に係る対策	1 委託契約における規定 (1) 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則(以下「規則」という。)個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。 (2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。 2 委託事業者の選定基準 (1) 業務従事者に対して、個人情報保護に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。

項 目	内 容
	<p>(2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。</p> <p>(3) 3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>(2) 作業室、電子媒体保管庫等へ入退室出来る者が特定されており、入退室記録が適正に管理されていること。</p> <p>(3) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID 及びパスワードによりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。 また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。</p> <p>(4) 当該事務処理を行う際は、事業所内のセキュリティ対策が講じられた室内で行い、区の許可なく外部へのデータの持ち出しは行わないこと。</p> <p>(5) 個人情報を含む紙媒体及び暗号化した電子媒体は、施錠可能な専用キャビネット等で保管し、鍵は委託事業者が指名する業務従事者が管理すること。</p> <p>(6) 当該処理を行う情報システムについては、不正なアクセスを防ぐためファイアウォールを設けること。また、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図ること。</p> <p>(7) 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(8) 区の求めに応じ、区職員による現場視察を受け入れること。</p> <p>(9) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の方法等に変更が必要となった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(10) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>(11) 暗号化された電子媒体の区と委託事業者間の搬送は、施錠可能なケースを用いることとし、地域保健課において区職員と委託事業者の業務従事者が直接受渡し及び返却を実施すること。</p> <p>(12) 個人情報を含む資料の搬送時は、紛失・盗難防止のため物理的な対策を講ずること。</p>
実施機関の対策	<p>1 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 電子媒体の受渡しは、地域保健課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。また、返却時も同様とする。</p> <p>(2) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 委託事業者が行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行い、必要に応じ、区職員による現場視察を行う。</p>

### 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（いきいきご長寿プロジェクト・ポピュレーションアプローチ）委託概要

5

